

令和9年度実施 教育実習の受入れについて

教職員 G

磐田市立小・中学校で行う教育実習生の受け入れは、次のように行います。

1 受入れにあたって確認していただきたいこと

磐田市では、市内の小中学校への教育実習を受け入れるにあたり、次の条件がありますので確認してください。

- ① 教職に就く意思があること。
- ② 原則として市内小中学校の出身者であること。
- ③ 受入れ校が学校運営上、支障がないこと。
- ④ 実習希望者の大学等（短期大学、専門学校を含む）は、本市の「教育実習許可願」、実習希望者は本市の「教育実習遵守事項（許可願の裏面）」の内容について理解した上で承諾すること。

※ なお、教育実習を行う学校は、原則として出身校とします。出身校での実習が難しい場合は、教育委員会にて調整をいたします。

2 実習受け入れ期間

大学で指定された期間の実習をどの時期に行うかは、実習希望校との相談となります。
受入れ校の学校運営上、希望期間を変更することがあります。

3 手続きの手順

◎ 手続き期間：令和8年4月13日（月）～ 令和8年12月18日（金）

・必ず実習を希望する方本人が、手続きを行ってください。

◎ 手続きの手順

1. 教育実習希望者は、「磐田市教育委員会ホームページ」にアクセスし、「教育実習許可願」をダウンロード（両面印刷）する。許可願に必要事項を記入する。（別紙 記入例参照）
【様式1 教育実習許可願】（表裏1枚）
2. 「教育実習許可願」を持参し、磐田市役所西庁舎にある磐田市教育委員会に来庁する。担当の指導主事と面接を行う。（事前に教育委員会へ電話連絡し、面接日時を調整する）
3. 実習希望校に行き、「教育実習許可願」を提出するとともに、校長と面接を行う。また、実習時期や期間等の調整も行う。（事前に実習校へ電話連絡し、訪問日時を確認する）
4. 実習希望者は、受入れ校から受け取った書類を大学等に速やかに提出する。

4 その他

- ・ 実習希望者の都合により、実習を辞退する場合は、教育委員会と受入れ校に、本人が連絡し、事情を説明するとともに、大学等から辞退届を速やかに提出してください。
- ・ 大学等から教育委員会への書類提出の必要はありません。

問い合わせ先

磐田市教育委員会 学校教育課 教育実習担当

磐田市国府台3番地1

TEL (0538) 37-2760 FAX (0538) 36-3205